

別税及びたばこ税」と、「これらの規定」とあるのは「同法の規定及びたばこ税法第十六条第七項の規定」と、同条第三項及び旧特別措置法第十八条中「たばこ特別税及びたばこ税」とあるのは「手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」と読み替えるものとする。

558 省略

9 平成三十一年十月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所
所で紙巻たばこ三級品を販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する紙巻たばこ三級品につき附則第五十二条第十二項の規定の適用を受けるときは、当該紙巻たばこ三級品については、その者が製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき百九十六円のたばこ特別税を課する。

10 第二項から第四項までの規定は、前項の規定によりたばこ特別税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第九項」と、「附則第五十二条第二項」とあるのは「附則第五十二条第十三項において準用する同条第二項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第十三項において準用する同条第四項」と、第三項中「第一項の規定によるたばこ特別税」とあるのは「第九項の規定によるたばこ特別税」と、「附則第五十二条第一項」とあるのは「附則第五十二条第十二項」と、「同条第六項」とあるのは「同条第十三項において準用する同条第六項」と、第四項中「改正前の特別措置法（以下この項において「旧特別措置法」とあるのは「改正後の特別措置法（以下この項において「新特別措置法」とあるのは「第一項の」とあるのは「第九項の」と、「旧特別措置法」とあるのは「新特別措置法」と、「附則第五十二条第三項」とあるのは「附則第五十二条第十項において準用する同条第三項」と、「千分の百八」とあるのは「千分の百」と、「千分の八百九十二」とあるのは「千分の九百」と、「所得税法等改正法附則第二百五条第三項」とあるのは「所得税法等改正法附則第二百五条第十項において準用する同条第三項」と、「附則第二百五条第二項」とあるのは「附則第二百五条第十項において準用する同条第二項」と、「定める手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」とあるのは「定める手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」と、同項第一号中「千分の百八」とあるのは「千分の百」と、「千分の八百九十二」とあるのは「千分の九百

措置法第十八条中「たばこ特別税及びたばこ税」とあるのは「手持品課税に係るたばこ特別税及びたばこ税」と読み替えるものとする。

558 同上

9 平成三十一年四月一日に、製造たばこの製造場又は保税地域以外の場所
所で紙巻たばこ三級品を販売のため所持する製造たばこの製造者又は販売業者がある場合において、その所持する紙巻たばこ三級品につき附則第五十二条第十二項の規定の適用を受けるときは、当該紙巻たばこ三級品については、その者が製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にその者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして、千本につき百九十六円のたばこ特別税を課する。

10 第二項から第四項までの規定は、前項の規定によりたばこ特別税を課する場合について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第九項」と、「附則第五十二条第二項」とあるのは「附則第五十二条第十三項において準用する同条第二項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第十三項において準用する同条第四項」と、第三項中「第一項の規定によるたばこ特別税」とあるのは「第九項の規定によるたばこ特別税」と、「附則第五十二条第一項」とあるのは「附則第五十二条第十二項」と、「同条第六項」とあるのは「同条第十三項において準用する同条第六項」と、第四項中「第一項の」とあるのは「第九項の」と、「附則第五十二条第三項」とあるのは「附則第五十二条第十項において準用する同条第三項」と、「附則第二百五条第二項」とあるのは「附則第二百五条第十項において準用する同条第二項」と、「附則第二百五条第四項」とあるのは「附則第二百五条第十項において準用する同条第四項」と、「同条第四項」とあるのは「同条第十項において準用する同条第四項」と読み替えるものとする。

「と、同条第四項中「第一項（第二項及び前項）」とあるのは、「
「千分の百八」とあるのは「千分の百」と、「千分の八百九十二」とあ
るのは「千分の九百」と、同条第四項中「第一項（前二項）」と、「附則
第一百五條第四項」とあるのは「附則第一百五條第十項において準用する同
條第四項」と、「前項」とあるのは、「千分の百八」とあるのは「
千分の百」と、「千分の八百九十二」とあるのは「千分の九百」と
、「前項」と、「同条第四項に」とあるのは「同条第十項において準
用する同条第四項に」と、「同条第三項及び旧特別措置法」とあるのは
「千分の百八」とあるのは「千分の百」と、「千分の八百九十二」と
あるのは「千分の九百」と、同条第三項及び新特別措置法」と読み替え
るものとする。

11
15 省 略

（所得税法等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第三百三十六條 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第
四号）の一部を次のように改正する。

（租税特別措置法の一部改正）

第十二條 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次の
ように改正する。

第六十八條の九第十項中「から第四項までの規定の」を、「第三項、
第六項又は第七項の規定の」に、「又は租税特別措置法第六十八條の九
第一項から第四項まで」を「又は租税特別措置法第六十八條の九第一項
、第三項、第六項若しくは第七項」に、「及び租税特別措置法第六十八
條の九第一項から第四項まで」を「並びに租税特別措置法第六十八條の
九第一項、第三項、第六項及び第七項」に、「同条第一項から第四項ま
で」を「同条第一項、第三項、第六項及び第七項」に、「並びに租税特
別措置法第六十八條の九第一項から第四項まで」を「並びに租税特別措
置法第六十八條の九第一項、第三項、第六項及び第七項」に改め、同項
を同条第十二項とし、同条第九項中「第四項」を「第一項又は第三項」
に、「比較試験研究費の額」を「適用年度に係る連結親法人事業年度開
始の日の三年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用

11
15 同 上

（租税特別措置法の一部改正）

第十二條 同 上

第六十八條の九第十項中「から第四項までの規定の」を、「第三項、
第六項又は第七項の規定の」に、「又は租税特別措置法第六十八條の九
第一項から第四項まで」を「又は租税特別措置法第六十八條の九第一項
、第三項、第六項若しくは第七項」に、「及び租税特別措置法第六十八
條の九第一項から第四項まで」を「並びに租税特別措置法第六十八條の
九第一項、第三項、第六項及び第七項」に、「同条第一項から第四項ま
で」を「同条第一項、第三項、第六項及び第七項」に、「並びに租税特
別措置法第六十八條の九第一項から第四項まで」を「並びに租税特別措
置法第六十八條の九第一項、第三項、第六項及び第七項」に、「百分の
四・四」を「百分の十・三」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第
九項中「第四項」を「第一項又は第三項」に、「比較試験研究費の額」
を「適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の三年前の日から当該

年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額」に、「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「から第四項まで」を、「第三項、第六項及び第七項」に、「修正申告書又は更正請求書」を「（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる試験研究費の額又は特別試験研究費の額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項第一号中「又は」を「若しくは」に、「費用で」を「費用又は対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究として政令で定めるもののために要する費用で、」に改め、同項第二号イ中「第六十八条の十一第三項から第五項まで及び第七項」を「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」に改め、「第六十八条の十四の二第二項」の下に、「第六十八条の十四の三第二項」を加え、「並びに第六十八条の十五の五」を「第六十八条の十五の五第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の六」に改め、同号ハ中「第八項」を「第九項」に改め、同項第三号を次のように改める。

第六十八条の十一第一項中「第六十八条の九第六項第四号」を「第六十八条の九第八項第五号」に、「同項第五号」を「第四十二条の四第八項第七号」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、「及び第三項」を削り、「以下この条において「供用年度」を「次項及び第十項において「供用年度」に、「第三項」を「次項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「及び次項第二号」及び「及び同号」を削り、「前二項」を「前項」に、「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に、「第六項まで」を「第四項まで」に、「以下この項に」を「以下この項及び第四項に」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項又は」を削り、「控除される金額がある場合には、当該」を「控除される金額又は第六十八条の十五の四第二項及び第六十八条の十五の五第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの」に、「金額のうち」

連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額」に、「第五項」を「第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「から第四項まで」を、「第三項、第六項及び第七項」に、「修正申告書又は更正請求書」を「（これらの規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる試験研究費の額又は特別試験研究費の額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項第一号中「又は」を「若しくは」に、「費用で」を「費用又は対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究として政令で定めるもののために要する費用で、」に改め、同項第二号イ中「第六十八条の十一第三項から第五項まで及び第七項」を「第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項」に改め、「第六十八条の十四の二第二項」の下に、「第六十八条の十四の三第二項」を加え、「並びに第六十八条の十五の五」を「第六十八条の十五の五第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の六」に改め、同号ハ中「第八項」を「第九項」に改め、同項第三号を次のように改める。

第六十八条の十一第一項中「第六十八条の九第六項第四号」を「第六十八条の九第八項第五号」に、「同項第五号」を「第四十二条の四第八項第七号」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、「及び第三項」を削り、「以下この条において「供用年度」を「次項及び第十項において「供用年度」に、「第三項」を「次項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「及び次項第二号」及び「及び同号」を削り、「前二項」を「前項」に、「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に、「第六項まで」を「第四項まで」に、「以下この項に」を「以下この項及び第四項に」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項又は」を削り、「控除される金額がある場合には、当該」を「控除される金額又は第六十八条の十五の四第二項及び第六十八条の十五の五第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの」に、「金額のうち」

を「金額又は第六十八条の十五の四第二項及び第六十八条の十五の五第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち、」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「おける第三項又は第四項に規定する」を「おける」に、「あつては、第四十二条の六第三項又は第四項」を「おける第四十二条の六第二項」に、「第三項又は第四項」を「第二項」に、「同条第三項又は第四項」を「同条第二項」に、「同条第五項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第三項から第五項まで」を「第二項又は第三項」に改め、「第六十八条の十五の四第五項」の下に「第六十八条の十五の五第五項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第八項中「及び第二項」を削り、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第五項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「及び第二項」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十一项中「第三項及び第四項」を「第二項」に、「修正申告書又は更正請求書」を「(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。」「に、「これら」を「同項」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる特定機械装置等の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第五項の」を「第三項の」に、「第六項」を「第四項」に、「第四十二条の六第三項」を「第四十二条の六第二項」に、「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第三項」に、「修正申告書又は更正請求書」を「(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。」「に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「第三項から第五項までの規定の」を「第二項又は第三項の規定の」に、「又は租税特別措置法第六十八条の十一第三項から第五項まで」を「又は租税特別措置法第六十八条の十一第二項若しくは第三項」に、「及び租税特別措置法第六十八条の十一第三項から第五項まで」を「並びに租税特別措置法第六十八条の十一第二項及び第三項」に、「並びに租税特別措置法第六十八条の十一第三項から第五項まで」を「並びに租税特別措置法第六十八条の十一第二項及び第三項」に改め、同項を同条第十一项とし、同条第十四

を「金額又は第六十八条の十五の四第二項及び第六十八条の十五の五第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち、」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「おける第三項又は第四項に規定する」を「おける」に、「あつては、第四十二条の六第三項又は第四項」を「おける第四十二条の六第二項」に、「第三項又は第四項」を「第二項」に、「同条第三項又は第四項」を「同条第二項」に、「同条第五項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第三項から第五項まで」を「第二項又は第三項」に改め、「第六十八条の十五の四第五項」の下に「第六十八条の十五の五第五項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第八項中「及び第二項」を削り、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第五項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「及び第二項」を削り、同項を同条第八項とし、同条第十一项中「第三項及び第四項」を「第二項」に、「修正申告書又は更正請求書」を「(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。」「に、「これら」を「同項」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる特定機械装置等の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十二項中「第五項の」を「第三項の」に、「第六項」を「第四項」に、「第四十二条の六第三項」を「第四十二条の六第二項」に、「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第三項」に、「修正申告書又は更正請求書」を「(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。」「に改め、同項を同条第十項とし、同条第十三項中「第三項から第五項までの規定の」を「第二項又は第三項の規定の」に、「又は租税特別措置法第六十八条の十一第三項から第五項まで」を「又は租税特別措置法第六十八条の十一第二項若しくは第三項」に、「及び租税特別措置法第六十八条の十一第三項から第五項まで」を「並びに租税特別措置法第六十八条の十一第二項及び第三項」に、「並びに租税特別措置法第六十八条の十一第三項から第五項まで」を「並びに租税特別措置法第六十八条の十一第二項及び第三項」に改め、同項を同条第十一项とし、同条第十四

項中「第七項の」を「第五項の」に、「第六十八条の十一第七項」を「第六十八条の十一第五項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第八項から第十二項まで」を「第六項から第十項まで」に、「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第十三項とする。

第六十八条の十五の四第一項中「第六十八条の九第六項第四号」を「第六十八条の九第八項第五号」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に改め、「調整前連結税額の百分の二十に相当する金額」の下に「(第六十八条の十一第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)」を、「金額の百分の二十に相当する金額」の下に「(第六十八条の十一第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額)」を加え、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該」を「控除される金額又は第六十八条の十一第二項及び第三項並びに次条第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの」に、「同項」を「前項」に、「金額のうち」を「金額又は第六十八条の十一第二項及び第三項並びに次条第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち、」に改め、同条第四項中「あつては、第四十二条の十二の三第二項」を「おける第四十二条の十二の三第二項」に改め、同条第五項中「第六十八条の十一第七項、第六十八条の十三第四項」を「第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、次条第五項」に改め、同条第九項中「修正申告書又は更正請求書」を「(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる経営改善設備の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条第十項中「修正申告書又は更正請求書」を「(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該

め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項中「第七項の」を「第五項の」に、「第六十八条の十一第七項」を「第六十八条の十一第五項」に改め、「百分の四・四」を「百分の十・三」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十五項中「第八項から第十二項まで」を「第六項から第十項まで」に、「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第十三項とする。

第六十八条の十五の四第一項中「第六十八条の九第六項第四号」を「第六十八条の九第八項第五号」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第六十八条の九第六項第二号」を「第六十八条の九第八項第二号」に改め、「調整前連結税額の百分の二十に相当する金額」の下に「(第六十八条の十一第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)」を、「金額の百分の二十に相当する金額」の下に「(第六十八条の十一第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額)」を加え、同条第三項中「控除される金額がある場合には、当該」を「控除される金額又は第六十八条の十一第二項及び第三項並びに次条第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの」に、「同項」を「前項」に、「金額のうち」を「金額又は第六十八条の十一第二項及び第三項並びに次条第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち、」に改め、同条第四項中「あつては、第四十二条の十二の三第二項」を「おける第四十二条の十二の三第二項」に改め、同条第五項中「第六十八条の十一第七項、第六十八条の十三第四項」を「第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、次条第五項」に改め、同条第九項中「修正申告書又は更正請求書」を「(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。)」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる経営改善設備の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条第十項中「修正申告書又は更正請求書」を「(同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該

修正申告書又は更正請求書を含む。」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一六 省 略

七 削除

八 十八 省 略

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第五十一条 省 略

2516 省 略

17 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第三十一条の二、第三十一条の三、第三十四条から第三十五条の二まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の四から第三十七条の六まで及び第三十七条の九の規定の適用については、同法第三十一条の二第四項中「又は第三十七条の九」とあるのは「若しくは第三十七条の九又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第五十一条第十六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第三十七条若しくは第三十七条の四」と、同法第三十一条の三第一項中「第三十七条の九」とあるのは「第三十七条の九の規定若しくは旧効力措置法第三十七条若しくは第三十七条の四」と、同法第三十四条第一項、第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項中「又は第三十七条の九」とあるのは「若しくは第三十七条の九又は旧効

修正申告書又は更正請求書を含む。」に改め、同条第十一項中「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 同 上

一六 同 上

七 第十二条中租税特別措置法第六十八条の九第十項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、「同法第六

十八条の十一第十三項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）、「同法第十四項の改正規定（「百分の四・四」を「百分の十・三」に改める部分に限る。）及び同法第六十八条の十五の四第十一項の改正規定並びに附則第七十五条第五項の規定

平成三十一年十月一日

八 十八 同 上

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置)

第五十一条 同 上

2516 同 上

17 前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第三十一条の二、第三十一条の三、第三十四条から第三十五条の二まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の四から第三十七条の六まで及び第三十七条の九の五の規定の適用については、新租税特別措置法第三十一条の二第四項中「又は第三十七条の九の五」とあるのは「若しくは第三十七条の九の五又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第五十一条第十六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第三十七条若しくは第三十七条の四」と、新租税特別措置法第三十一条の三第一項中「第三十七条の九の五」とあるのは「第三十七条の九の五の規定若しくは旧効力措置法第三十七条若しくは第三十七条の四」と、新租税特別措置法第三十四条第一項、第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項中「又は

力措置法第三十七条若しくは第三十七条の四」と、同法第三十五条第二項第一号中「第三十七条の九」とあるのは「第三十七条の九の規定若しくは旧効力措置法第三十七条若しくは第三十七条の四」と、同法第三十五条の二第一項中「又は第三十七条の八」とあるのは「若しくは第三十七条の八又は旧効力措置法第三十七条若しくは第三十七条の四」と、同法第三十六条の二第一項中「又は第三十七条の九」とあるのは「若しくは第三十七条の九又は旧効力措置法第三十七条若しくは第三十七条の四」と、同法第三十七条の九又は旧効力措置法第三十七条若しくは第三十七条の四」と、同法第三十七条第一項の表の上欄中「超えるもの」とあるのは「超えるもの（旧効力措置法第三十七条第一項の表の第二号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）」と、同法第三十七条の五第一項中「若しくは第三十七条」とあるのは「若しくは第三十七条若しくは旧効力措置法第三十七条」と、同法第三十七条の六第一項第一号中「又は第三十七条の四」とあるのは「若しくは第三十七条の四又は旧効力措置法第三十七条若しくは第三十七条の四」と、同法第三十七条の六第一項第二号中「又は第三十七条の四」とあるのは「若しくは第三十七条の四又は旧効力措置法第三十七条若しくは第三十七条の四」と、「同法」とあるのは「集落地域整備法」と、同項第三号中「又は前条」とあるのは「若しくは前条又は旧効力措置法第三十七条若しくは第三十七条の四」と、「ともに同法」とあるのは「ともに農住組合法」と、同法第三十七条の九第一項中「第三十七条」とあるのは「第三十七条並びに旧効力措置法第三十七条」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

18・19 省 略

(法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置)

第六十九条 省 略

259 省 略

10 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十五条の三から第六十五条の五の二まで、第六十五条の七から第六十五条の十まで及び第六十六条の二の規定の適用については、同法第六十五条の三第一

第三十七条の九の五」とあるのは「若しくは第三十七条の九の五又は旧効力措置法第三十七条若しくは第三十七条の四」と、新租税特別措置法第三十五条第二項第一号中「第三十七条の九の五」とあるのは「第三十七条の九の五の規定若しくは旧効力措置法第三十七条若しくは第三十七条の四」と、新租税特別措置法第三十五条の二第一項中「又は第三十七条の九の四」とあるのは「若しくは第三十七条の九の四又は旧効力措置法第三十七条若しくは第三十七条の四」と、同法第三十六条の二第一項中「又は第三十七条の五」とあるのは「若しくは第三十七条の五又は旧効力措置法第三十七条若しくは第三十七条の四」と、同法第三十七条の九の五又は旧効力措置法第三十七条若しくは第三十七条の四」と、同法第三十七条第一項の表の上欄中「超えるもの」とあるのは「超えるもの（旧効力措置法第三十七条第一項の表の第二号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）」と、新租税特別措置法第三十七条の五第一項中「若しくは第三十七条」とあるのは「若しくは第三十七条若しくは旧効力措置法第三十七条」と、新租税特別措置法第三十七条の六第一項第一号中「又は第三十七条の四」とあるのは「若しくは第三十七条の四又は旧効力措置法第三十七条若しくは第三十七条の四」と、「同法」とあるのは「農業振興地域の整備に関する法律」と、同項第二号中「又は第三十七条の四」とあるのは「若しくは第三十七条の四又は旧効力措置法第三十七条若しくは第三十七条の四」と、「同法」とあるのは「集落地域整備法」と、同項第三号中「又は前条」とあるのは「若しくは前条又は旧効力措置法第三十七条若しくは第三十七条の四」と、「ともに同法」とあるのは「ともに農住組合法」と、新租税特別措置法第三十七条の九の五第一項中「第三十七条の七」とあるのは「第三十七条の七並びに旧効力措置法第三十七条」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

18・19 同 上

(法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置)

第六十九条 同 上

259 同 上

10 前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十五条の三から第六十五条の五の二まで、第六十五条の七から第六十五条の十まで及び第六十六条の二の規定の適用については、新租税特別措置法第六

項中「第六十五条の九まで」とあるのは「第六十五条の九まで若しくは所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第六十九条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第六十五条の七から第六十五条の九まで」と、同法第六十五条の四第一項、第六十五条の五第一項及び第六十五条の五の二第一項中「第六十五条の九まで」とあるのは「第六十五条の九まで若しくは旧効力措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで」と、同法第六十五条の七第一項の表の第一号の上欄中「超えるもの」とあるのは「超えるもの（旧効力措置法第六十五条の七第一項の表の第二号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）」と、同法第六十五条の十第一項第一号中「又は前三条」とあるのは「若しくは前三条又は旧効力措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで」と、「同法」とあるのは「農業振興地域の整備に関する法律」と、同項第二号中「又は前三条」とあるのは「若しくは前三条又は旧効力措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで」と、「同法」とあるのは「集落地域整備法」と、同項第三号中「又は前三条」とあるのは「若しくは前三条又は旧効力措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで」と、「ともに同法」とあるのは「ともに農住組合法」と、同法第六十六条の二第十四項第二号ハ中「又は第六十五条の八」とあるのは「若しくは第六十五条の八又は旧効力措置法第六十五条の七若しくは第六十五条の八」とする。

11514 省 略

（連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除等に関する経過措置）

第七十五条 新租税特別措置法第六十八条の九（第八項第五号の二及び第十項に係る部分を除く。）の規定は、連結法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

十五条の三第一項中「第六十五条の九まで」とあるのは「第六十五条の九まで若しくは所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第六十九条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第六十五条の七から第六十五条の九まで」と、新租税特別措置法第六十五条の四第一項、第六十五条の五第一項及び第六十五条の五の二第一項中「第六十五条の九まで」とあるのは「第六十五条の九まで若しくは旧効力措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで」と、新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第一号の上欄中「超えるもの」とあるのは「超えるもの（旧効力措置法第六十五条の七第一項の表の第二号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。）」と、新租税特別措置法第六十五条の十第一項第一号中「又は前三条」とあるのは「若しくは前三条又は旧効力措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで」と、「同法」とあるのは「農業振興地域の整備に関する法律」と、同項第二号中「又は前三条」とあるのは「若しくは前三条又は旧効力措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで」と、「同法」とあるのは「集落地域整備法」と、同項第三号中「又は前三条」とあるのは「若しくは前三条又は旧効力措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで」と、「ともに同法」とあるのは「ともに農住組合法」と、新租税特別措置法第六十六条の二第十四項第二号ハ中「又は第六十五条の十二」とあるのは「若しくは第六十五条の十二又は旧効力措置法第六十五条の七若しくは第六十五条の八」とする。

11514 同 上

（連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除等に関する経過措置）

第七十五条 新租税特別措置法第六十八条の九（第八項第五号の二、第十項及び第十二項（同項の規定により読み替えて適用する地方税法第十五条第一項に係る部分に限る。）に係る部分を除く。）の規定は、連結法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例

(中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第八十条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が平成三十年四月一日前に終了した連結事業年度における新租税特別措置法第六十八条の十五の五第十一項及び第十二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の十・三」とあるのは、「百分の四・四」とする。

(連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置)

第八十四条 省略

259 省略

10 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第六十八条の七十四から第六十八条の七十六の二まで、第六十八条の七十八から第六十八条の八十一まで及び第六十八条の八十五の規定の適用については、同法第六十八条の七十四第一項中「第六十八条の八十まで」とあるのは、「第六十八条の八十まで若しくは所得税法等の一部を改正する等の法律(

による。

254 同上

5 新租税特別措置法第六十八条の九第十二項、第六十八条の第十一項及び第十二項又は第六十八条の十五の四第十一項(これらの規定により読み替えて適用する地方税法第十五条第一項に係る部分に限る。)(の規定は、連結親法人の連結親法人事業年度が平成三十一年十月一日以後に開始する連結事業年度における新租税特別措置法第六十八条の九第一項、第三項及び第六項、第六十八条の十一第三項又は第六十八条の十五の四第三項に規定する調整前連結税額から控除される金額並びに新租税特別措置法第六十八条の十一第五項に規定する加算した金額について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度における旧租税特別措置法第六十八条の九第一項から第四項まで、第六十八条の十一第三項から第五項まで又は第六十八条の十五の四第二項及び第三項に規定する調整前連結税額から控除される金額並びに旧租税特別措置法第六十八条の十一第七項に規定する加算した金額については、なお従前の例による。

(中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第八十条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の連結親法人事業年度が平成三十一年十月一日前に開始した連結事業年度における新租税特別措置法第六十八条の十五の五第十一項及び第十二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の十・三」とあるのは、「百分の四・四」とする。

(連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置)

第八十四条 同上

259 同上

10 前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十八条の七十四から第六十八条の七十六の二まで、第六十八条の七十八から第六十八条の八十一まで及び第六十八条の八十五の規定の適用については、新租税特別措置法第六十八条の七十四第一項中「第六十八条の八十まで」とあるのは、「第六十八条の八十まで若しくは所得税法等の一部を改正

平成二十九年法律第四号) 附則第八十四条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧効力措置法」という。)第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで」と、同法第六十八条の七十五第一項、第六十八条の七十六第一項及び第六十八条の七十六の二第一項中「第六十八条の八十まで」とあるのは「第六十八条の八十まで若しくは旧効力措置法第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで」と、同法第六十八条の七十八第一項の表の第一号の上欄中「もの」とあるのは「もの(旧効力措置法第六十八条の七十八第一項の表の第二号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。)」と、同法第六十八条の八十一第一項第一号中「又は前三条」とあるのは「若しくは前三条又は旧効力措置法第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで」と、「同法」とあるのは「農業振興地域の整備に関する法律」と、同項第二号中「又は前三条」とあるのは「若しくは前三条又は旧効力措置法第六十八条の八十まで」と、「同法」とあるのは「集落地域整備法」と、同項第三号中「又は前三条」とあるのは「若しくは前三条又は旧効力措置法第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで」と、「ともに農住組合法」と、同法第六十八條の八十五第十四項第二号ハ中「又は第六十八條の七十九」とあるのは「若しくは第六十八條の七十九又は旧効力措置法第六十八條の七十八若しくは第六十八條の七十九」とする。

11 5 14 省 略

(連結法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置)
第八十五条 省 略
2 5 4 省 略

6 | 5 | 省 略
省 略

する等の法律(平成二十九年法律第四号) 附則第八十四条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧効力措置法」という。)第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで」と、新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項、第六十八条の七十六第一項及び第六十八条の七十六の二第一項中「第六十八条の八十まで」とあるのは「第六十八条の八十まで若しくは旧効力措置法第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで」と、新租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第一号の上欄中「もの」とあるのは「もの(旧効力措置法第六十八条の七十八第一項の表の第二号の上欄に掲げる資産にも該当するものを除く。)」と、新租税特別措置法第六十八条の八十一第一項第一号中「又は前三条」とあるのは「若しくは前三条又は旧効力措置法第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで」と、「同法」とあるのは「農業振興地域の整備に関する法律」と、同項第二号中「又は前三条」とあるのは「若しくは前三条又は旧効力措置法第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで」と、「同法」とあるのは「集落地域整備法」と、同項第三号中「又は前三条」とあるのは「若しくは前三条又は旧効力措置法第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで」と、「ともに農住組合法」と、新租税特別措置法第六十八條の八十五第十四項第二号ハ中「又は第六十八條の八十三」とあるのは「若しくは第六十八條の八十三又は旧効力措置法第六十八條の七十八若しくは第六十八條の七十九」とする。

11 5 14 同 上

(連結法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置)
第八十五条 同 上
2 5 4 同 上

5 | 連結法人の連結親法人事業年度が平成三十一年十月一日前に開始した連結事業年度における新租税特別措置法第六十八條の九十一第七項の規定の適用については、同項中「百分の十・三」とあるのは、「百分の四・四」とする。

7 | 6 | 同 上
同 上

(低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置)

第九十一条 省略

2 省略

3 | 前項の場合において、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第十五条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この項において「平成三十年新租税特別措置法」という。）第八十七条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、新租税特別措置法第八十七条の三第一項及び所得税法等改正法第十八条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この項において「新震災特例法」という。）第四十三条の二第一項の規定の適用については、平成三十年新租税特別措置法第八十七条第一項中「次条」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される次条」と、新租税特別措置法第八十七条の三第一項中「前条」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される前条」と、新震災特例法第四十三条の二第一項中「第八十七条の二」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第八十七条の二」とする。

(地方自治法の一部改正)

第三百三十七条 地方自治法の一部を次のように改正する。

8 | 同 上

9 | 同 上

10 | 連結法人の連結親法人事業年度が平成三十一年十月一日前に開始した連結事業年度における新租税特別措置法第六十八条の九十三の三第七項の規定の適用については、同項中「百分の十・三」とあるのは、「百分の四・四」とする。

(低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例に関する経過措置)

第九十一条 同上

2 同上

3 | 前項の場合において、新租税特別措置法第八十七条の三第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第九十一条第二項の規定により読み替えて適用される前条」とする。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律に
おける用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務
省略	省略
租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの 一 都道府県が処理することとされている第二十八号の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四号の二第二項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十八号の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項において準用する場合を含む。）、第七十条の六の六第二十項、第七十条の七第三十五項（第七十条の七の五第二十六項において準用する場合を含む。）及び第七十条の七の二第四十項（第七十条の七の四第二十項、第七十条の七の六第二十七項及び第七十条の七の八第十五項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務 二 市町村が処理することとされている第二十八号の四第三項第七号イ及びロ並びに第三十

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 同上

法律	事務
同上	同上
同上	同上 一 都道府県が処理することとされている第二十八号の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四号の二第二項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十八号の六十九第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項において準用する場合を含む。）、第七十条の六の四第二十項、第七十条の七第三十五項及び第七十条の七の二第四十項（第七十条の七の四第二十項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務 二 市町村が処理することとされている第二十八号の四第三項第七号イ及びロ並びに第三十

省略	
省略	<p>一条の二第二項第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十五号ニ並びに第六十三条第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項において準用する場合を含む。）、第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項において準用する場合を含む。）及び第七十条の六の六第二十項の通知に関する事務</p>

（大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部改正）
 第三十八条 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条 削除

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）
 第三十九条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第三（第六条の二関係）

一〇六十五 省略
 六十六 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第六十四条第一項又は

同上	
同上	<p>一条の二第二項第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十五号ニ並びに第六十三条第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十八条の六十九第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十六項（第七十条の六第四十一項において準用する場合を含む。）、第七十条の四第三十七項（第七十条の六第四十二項において準用する場合を含む。）及び第七十条の六の四第二十項の通知に関する事務</p>

（税制上の措置）
 第十六条 国は、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）で定めるところにより、認定計画に基づく宅地開発事業の促進を図るため必要な措置を講ずるものとする。

別表第三（第六条の二関係）

一〇六十五 同上
 六十六 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第六十四条第一項又は

第五項（偽りにより消費税を免れる行為等）の罪
六十七く九十 省 略

（総合特別区域法の一部改正）

第四百十條 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

目次

第一章	総則（第一条—第六条）
第二章	総合特別区域基本方針（第七条）
第三章	国際戦略総合特別区域における特別の措置
第一節	国際戦略総合特別区域の指定等（第八条—第十一条）
第二節	国際戦略総合特別区域計画の認定等（第十二条—第十八条）
第三節	国際戦略総合特別区域協議会（第十九条）
第四節	認定国際戦略総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置
第一款	規制の特例措置（第十九条の二—第二十五条）
第二款	課税の特例（第二十六条・第二十七条）
第三款	国際戦略総合特区支援助子補給金の支給（第二十八条）
第四款	財産の処分の制限に係る承認の手續の特例（第二十九条）
第五款	独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う国際戦略総合特別区域施設整備促進業務（第三十条）
第四章	地域活性化総合特別区域における特別の措置
第一節	地域活性化総合特別区域の指定等（第三十一条—第三十四条）
第二節	地域活性化総合特別区域計画の認定等（第三十五条—第四十一条）
第三節	地域活性化総合特別区域協議会（第四十二条）
第四節	認定地域活性化総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置
第一款	規制の特例措置（第四十三条—第五十四条）
第二款	削除
第三款	地域活性化総合特区支援助子補給金の支給（第五十六条）
第四款	財産の処分の制限に係る承認の手續の特例（第五十七条）

第四項（偽りにより消費税を免れる行為等）の罪
六十七く九十 同 上

目次

第一章	同 上
第二章	同 上
第三章	同 上
第一節	同 上
第二節	同 上
第三節	同 上
第四節	同 上
第一款	同 上
第二款	同 上
第三款	同 上
第四款	同 上
第五款	同 上
第四章	同 上
第一節	同 上
第二節	同 上
第三節	同 上
第四節	同 上
第一款	同 上
第二款	課税の特例（第五十五条）
第三款	同 上
第四款	同 上

第五款 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域活性化総合
特区施設整備促進業務（第五十八條）
第五章 総合特別区域推進本部（第五十九條—第六十八條）
第六章 雜則（第六十九條—第七十一條）
附則

第二款 削除

第五十五條 削除

第五十七條 認定地方公共団体（内閣総理大臣の認定を受けた指定地方公
共団体をいう。以下同じ。）が認定地域活性化総合特別区域計画に基づ
き第二章第三項第四号に掲げる事業を行う場合においては、当該認定地
方公共団体がその認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執
行の適正化に関する法律第二十二條に規定する各省各庁の長の承認を受
けたものとみなす。

第五款 同上

第五章 同上

第六章 同上

附則

第二款 課税の特例

第五十五條 認定地域活性化総合特別区域計画に定められている第二章第
三項第二号に掲げる事業を実施する株式会社（内閣府令で定める要件に
該当するものとして認定地方公共団体（内閣総理大臣の認定を受けた指
定地方公共団体をいう。以下同じ。）が指定するものに限る。以下この
条において「指定会社」という。）により発行される株式を払込みによ
り個人が取得した場合には、当該個人に対する所得税の課税については
、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるもの
とする。

2| 指定会社は、内閣府令で定めるところにより、その指定に係る事業の
実施の状況を認定地方公共団体に報告しなければならない。

3| 認定地方公共団体は、指定会社が第一項の内閣府令で定める要件を欠
くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4| 認定地方公共団体は、第一項の規定による指定をしたとき、又は前項
の規定による指定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しな
ければならない。

5| 指定会社の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令
で定める。

第五十七條 認定地方公共団体が認定地域活性化総合特別区域計画に基づ
き第二章第三項第四号に掲げる事業を行う場合においては、当該認定地
方公共団体がその認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執
行の適正化に関する法律第二十二條に規定する各省各庁の長の承認を受
けたものとみなす。

（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部改正）

第四百四十一条 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則

第十条 省 略

2 前項の三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等とは、消費税法改正法附則第十五条の規定、消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第五条第一項から第五項まで、第七条第一項、第八条第一項若しくは第十四条第一項の規定、同条第四項の規定に基づく政令の規定、消費税法改正法附則第十六条の二第一項の規定又は消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定により、消費税法改正法第三条の規定による改正前の消費税法（次項及び次条第一項において「三十一年旧消費税法」という。）第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れをいう。

3 第一項の三十一年経過措置対象課税仕入れ等とは、次に掲げるものをいう。

一・二 省 略

三 消費税法改正法附則第十六条第二項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第五条第六項（消費税法改正法附則第十六条第三項又は第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定又は消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第十一条若しくは第十二条の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ

四・五 省 略

4 省 略

第十一条 三十一年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた三十一年新地方税法第七十二条の八十八第一項に規定する事業者が一部施行日以後に終了する課税期間に係る三十一年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規

附則

第十条 同 上

2 前項の三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等とは、消費税法改正法附則第十五条の規定、消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第五条第一項から第五項まで、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第十四条第一項の規定又は同条第四項若しくは消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定により、消費税法改正法第三条の規定による改正前の消費税法（次項及び次条第一項において「三十一年旧消費税法」という。）第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れをいう。

3 同 上

一・二 同 上

三 消費税法改正法附則第十六条第二項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第五条第六項（消費税法改正法附則第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定又は消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第十一条若しくは第十二条の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ

四・五 同 上

4 同 上

第十一条 同 上

定により読み替えられた三十一年新地方税法第七十二条の八十八第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、前条第二項に規定する三十一年経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は前条第三項に規定する三十一年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えないときは、当該事業者に対する三十一年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた三十一年新地方税法第七十二条の八十八第一項の規定の適用については、同項中「当該消費税額、これを課税標準として算定した譲渡割額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則第十一条第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額）がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額（同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額）がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ハに掲げる金額から同項第二号ハに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額）がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して得た譲渡割額」とする。

一 省 略

二 次のイに掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額、次のロに掲げる金額に六十三分の十七を乗じて得た金額及び次のハに掲げる金額に七十八分の二十二を乗じて得た金額の合計額

イ 省 略

ロ 当該課税期間中に当該事業者が行った前条第三項に規定する三十一年経過措置対象課税仕入れ等について、消費税法改正法附則第十五条の規定、消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第八條第三項、第九條から第十二條まで若しくは第十四條第三項の規定、消費税法改正法附則第十六條第一項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第十四條第

一 同 上
二 同 上

イ 同 上

ロ 当該課税期間中に当該事業者が行った前条第三項に規定する三十一年経過措置対象課税仕入れ等について、消費税法改正法附則第十五条の規定、消費税法改正法附則第十六條第一項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第八條第三項、第九條から第十二條まで若しくは第十四條第三項の規定、消費税法改正法附則第十六條第一項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第十四條第

四項の規定に基づく政令の規定、消費税法改正法附則第十六条の三の規定若しくは消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧消費税法第三章の規定又は消費税法改正法附則第十六条第二項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第五條第六項（消費税法改正法附則第十六条第三項又は第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五條第七項（消費税法改正法附則第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定若しくは消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第十四条第四項の規定若しくは消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定により読み替えて適用される消費税法改正法第三條の規定による改正後の消費税法（ハにおいて「三十一年新消費税法」という。）第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四十五條第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イからニまでに掲げる消費税額の合計額

ハ 省 略
2 8 省 略

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第四百二十二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

（利用範囲）

第九条 省 略

2 省 略

3 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八條若しくは第九百九十七條第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九條第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百十五号）第二十七條、第二十九條第三項若しくは第九十八條第一項、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九條の四の二第二項、第二十九條の二第五項若しくは第六項、第三十七條の十一の三第七項、第

四項の規定に基づく政令の規定、消費税法改正法附則第十六条の二の規定若しくは消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定によりなお従前の例によることとされた三十一年旧消費税法第三章の規定又は消費税法改正法附則第十六条第二項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第五條第六項（消費税法改正法附則第十六条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第五條第七項（消費税法改正法附則第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定若しくは消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第十四条第四項の規定若しくは消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定により読み替えて適用される消費税法改正法第三條の規定による改正後の消費税法（ハにおいて「三十一年新消費税法」という。）第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四十五條第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イからニまでに掲げる消費税額の合計額

ハ 同 上
2 8 同 上

（利用範囲）

第九条 同 上

2 同 上

3 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八條若しくは第九百九十七條第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九條第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百十五号）第二十七條、第二十九條第三項若しくは第九十八條第一項、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第九條の四の二第二項、第二十九條の二第五項若しくは第六項、第三十七條の十一の三第七項、第

三十七條の十四第九項、第十七項若しくは第三十項、第七十條の二の二第十三項若しくは第七十條の二の三第十四項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四條の十三の二、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五條から第二百二十八條の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七條又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第十号）第四條第一項若しくは第四條の三第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4・5 省 略

（罰則に関する経過措置）

第四百三十三條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四百四十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

三十七條の十四第九項、第十三項若しくは第二十六項、第七十條の二の二第十三項若しくは第七十條の二の三第十四項、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四條の十三の二、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五條から第二百二十八條の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第七條又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第十号）第四條第一項若しくは第四條の三第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4・5 同 上